

国産飼料流通拠点整備対策

(国産飼料流通拠点施設整備、国産飼料流通拠点施設整備促進)

一問一答集

令和6年度版

注：一問一答集は随時更新

目 次

【補助対象施設】

- 問 1－1 具体的に対象となる施設は何か。
- 問 1－2 敷地造成や地盤改良は補助対象となるのか。
- 問 1－3 既存施設の撤去は補助対象となるのか。
- 問 1－4 非常用発電機は附帯設備として補助対象となるのか。
- 問 1－5 飼料タンクを単体で整備することは可能か。
- 問 1－6 ほ場や畜舎からの飼料保管庫までの通路は補助対象となるのか。
- 問 1－7 エプロンは補助対象となるのか。
- 問 1－8 既存の販売量と拡大分を合わせた規模の飼料保管庫を整備した場合補助対象となるのはどの部分か。
- 問 1－9 施設のいわゆる更新は補助対象となるのか。
- 問 1－10 施設の補改修は補助対象となるのか。
- 問 1－11 既存施設の増築は対象となるのか。
- 問 1－12 「整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし」とあるが、原則外として、中古品等での整備も可能なのか。それはどのような場合か。
- 問 1－13 施設の模様替えは補助対象となるのか。
- 問 1－14 複数年度で整備することは可能か。

【要件等】

- 問 2－1 流通距離何 km 以上が対象となるのか。
- 問 2－2 販売する国産飼料の収穫年に制限はあるのか。
- 問 2－3 前年度販売実績はどのように確認するのか。
- 問 2－4 粗飼料を主体とする施設では国産飼料の取扱量が年間 15 トン以上とあるが、乾草、サイレージに関わらず、一律 15 トン以上であればよいのか。
- 問 2－5 粗飼料を主体とする施設では国産飼料の取扱量が年間 15 トン以上とあるが、国産濃厚飼料も含めて、15 トン以上であればよいのか。
- 問 2－6 粗飼料の取扱量は 15 トン以上、濃厚飼料の取扱量は 5 トン以上とされているが、TMR のような混合飼料の場合は、どのように考えればよいのか。
- 問 2－7 飼料の販売先に制限はあるのか。
- 問 2－8 販売先の畜産農家が飼養する家畜の種類に制限はあるのか。

【対象飼料】

- 問 3－1 飼料用稲（稲 WCS、飼料用米）、稲わらは対象となるのか。
- 問 3－2 イアコーンは対象となるのか。

- 問3-3 飼料用の麦類は子実のみの販売でも対象となるのか。
- 問3-4 飼料用麦わらは対象となるのか。
- 問3-5 (河川敷等の) 野草は対象となるのか。

【国産飼料流通拠点施設整備促進の事業実施主体である都道府県協議会】

- 問4-1 協議会とはどのような構成員により構成されるのか。必須の構成員はあるのか。
- 問4-2 「都道府県域の農業者団体」の農業者団体とは具体的には何を指すのか。
- 問4-3 都道府県域の農業者団体、都道府県以外の構成員はどのような者が想定されるのか。
- 問4-4 全国団体が構成員となることは可能か。
- 問4-5 1団体のみで協議会となることは可能か。
- 問4-6 一つの都道府県内に複数の協議会を作ることは可能か。
- 問4-7 都道府県をまたがった協議会を作ることは可能か。
- 問4-8 協議会の事務局には誰がなるのか。
- 問4-9 都道府県が事務局になることは可能か。
- 問4-10 協議会の規約作成・届出は必要か。
- 問4-11 既存の農業再生協議会や耕畜連携協議会を本事業の協議会とすることは可能か。

国産飼料流通拠点整備対策 Q & A

(国産飼料流通拠点施設整備、国産飼料流通拠点施設整備促進)

番号	問い	答え
【補助対象施設】		
問1-1	具体的に対象となる施設は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料保管施設（乾草庫、混合飼料貯蔵・保管庫等） ・ 計量施設（トラックスケール等） ・ 成形・加工施設（成形施設、梱包施設、ラッピング施設等） ・ 乾燥調製施設（飼料調製施設等） ・ 飼料収穫調製貯蔵施設（バンカーサイロ）
問1-2	敷地造成や地盤改良は補助対象となるのか。	整地（転圧・砂利整地含む）については、施設整備する際の基礎工事に付随して実施する「土地を平らに均す」程度の工事は対象となります。
問1-3	既存施設の撤去は補助対象となるのか。	対象となりません。
問1-4	非常用発電機は附帯設備として補助対象となるのか。	飼料は一般に貯蔵性があり、災害発生直後に直ちに電力が必要不可欠となる場面が限られるため、対象となりません。
問1-5	飼料タンクを単体で整備することは可能か。	基礎を打たず移動が容易といった簡易なタンク単体の整備は、対象となりません。
問1-6	ほ場や畜舎からの飼料保管庫までの通路は補助対象となるのか。	対象となりません。
問1-7	エプロンは補助対象となるのか。	機械の転回に必要な入口部分の舗装、施設と地面の段差を埋めるスロープ等の施設の利用に必要なものに限り対象となります。
問1-8	既存の販売量と拡大分を合わせた規模の飼料保管庫を整備した場合、補助対象となるのはどの部分か。	補助対象となるのは、拡大分の費用のみです。
問1-9	施設のいわゆる更新は補助対象となるのか。	対象となりません。
問1-11	既存施設の増築は対象となるのか。	<p>販売拡大に必要な分の増築については対象となります。</p> <p>なお、既存施設が国の補助事業等により整備したものである場合は、当該補助事業の要件に従うことが必要です。</p>

問 1-12	「整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし」とあるが、原則外として、中古品等での整備も可能なのか。それはどのような場合か。	中古品での整備の方が合理的な場合を想定しています。
問 1-13	施設の模様替えは補助対象となるのか。	対象となりません。
問 1-14	複数年度で整備することは可能か。	対象となりません。 なお、事業実施主体等の責によらないやむを得ない事情により年度内に整備が出来なかった場合は、年度を繰り越して実施できる可能性もあります。
【要件等】		
問 2-1	流通距離何 km 以上が対象となるのか。	距離の要件は設けていません。今まで自給的に利用されていたものを広範囲に供給するというイメージしています。(自家利用は対象になりません。)
問 2-2	販売する国産飼料の収穫年に制限はあるのか。	販売年度又は販売年度の前年度に収穫された飼料で販売年度に販売された量が対象となります。
問 2-3	前年度販売実績はどのように確認するのか。	売買伝票、確定申告書等の合理的に販売実績が証明できる資料により行ってください。
問 2-4	粗飼料を主体とする施設では国産飼料の取扱量が年間 15 トン以上とあるが、乾草、サイレージに関わらず、一律 15 トン以上であればよいのか。	粗飼料の種類に関わらず、現物重量の合計で年間 15 トン以上の取扱いがあれば事業の対象となります。
問 2-5	粗飼料を主体とする施設では国産飼料の取扱量が年間 15 トン以上とあるが、国産濃厚飼料も含めて、15 トン以上であればよいのか。	粗飼料を主体とする施設であれば、国産粗飼料のみで 15 トン以上である必要があります。
問 2-6	粗飼料の取扱量は 15 トン以上、濃厚飼料の取扱量は 5 トン以上とされているが、TMR のような混合飼料の場合は、どのように考えればよいのか。	主たるもののいずれかが要件を満たしている必要があります。
問 2-7	飼料の販売先に制限はあるのか。	事業の対象となる販売先は、飼料を利用する畜産農家、畜産農家に飼料を販売する者、飼料利用を目

		<p>的として飼料の加工を行う者(売買を行う者に限る)等の販売した飼料を畜産利用する又は畜産利用する者に販売する者です。</p>
問2-8	<p>販売先の畜産農家が飼養する家畜の種類に制限はあるのか。</p>	<p>乳牛、肉用牛、豚、鶏を飼養している畜産農家が対象となります。</p> <p>なお、販売先が家畜の飼養を行っていない飼料販売業者等の場合は、上記家畜用の飼料であることを明示してください。</p>
<p>【対象飼料】</p>		
問3-1	<p>飼料用稲(稲 WCS、飼料用米)、稲わらは対象となるのか。</p>	<p>飼料用稲については、水田活用の直接支払交付金金等により販売に向けた支援を行っているため、本事業の対象となりません。</p>
問3-2	<p>イアコーンは対象となるのか。</p>	<p>水田活用の直接支払交付金との重複支援はできませんが、重複しない場合は「子実用とうもろこし」として対象となります。</p>
問3-3	<p>飼料用の麦類は子実のみの販売でも対象となるのか。</p>	<p>子実と茎葉を一体的に利用する麦 WCS の場合のみが対象となり、子実のみを販売する場合は対象となりません。</p>
問3-4	<p>飼料用麦わらは対象となるのか。</p>	<p>子実と茎葉を一体的に利用する場合のみが対象となり、麦わらのみを販売する場合は対象となりません。</p>
問3-5	<p>(河川敷等の)野草は対象となるのか。</p>	<p>対象となりません。</p>
<p>【国産飼料流通拠点施設整備促進の事業実施主体である都道府県協議会(以下「協議会」という。)]</p>		
問4-1	<p>協議会とはどのような構成員により構成されるのか。必須の構成員はあるのか。</p>	<p>必須の構成員として、都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県が構成員となることを想定しています。</p> <p>ただし、やむを得ない場合は農業者団体、都道府県及び地方農政局長等の協議により、上記以外の構成員による特認の協議会とすることが可能です。</p>
問4-2	<p>「都道府県域の農業者団体」の農業者団体とは具体的には何を指すのか。</p>	<p>農業者団体として、特に特定の団体や団体の範囲等を想定しているものではありません。本来、県域で協議会を作る場合に構成員になるであろう団体を意図しています</p>
問4-3	<p>都道府県域の農業者団体、都道府県以外の構成員はどのような者が想定されるのか。</p>	<p>都道府県の一部を区域とする農業者団体、市町村や試験研究機関等地域の実情に合わせて検討願います。</p>
問4-4	<p>全国団体が構成員となること</p>	<p>可能です。</p>

	とは可能か。	
問4-5	1団体のみで協議会となることは可能か。	単一の団体のみではなく、複数の関係者で構成願います。
問4-6	一つの都道府県内に複数の協議会を作ることは可能か。	農業者団体、都道府県及び地方農政局長等の協議により認められれば可能です。
問4-7	都道府県をまたがった協議会を作ることは可能か。	原則として、都道府県をまたがった協議会は想定していません。やむを得ずまたがる必要がある場合等は、農業者団体、都道府県及び地方農政局長等の協議により認められれば可能です。
問4-8	協議会の事務局には誰がなるのか。	本事業の趣旨に沿って適切に事務を行える者であれば良いため、協議会の構成員間でご検討ください。
問4-9	都道府県が事務局になることは可能か。	可能です。
問4-10	協議会の規約作成・届出は必要か。	協議会は組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理、内部監査の方法等を明確にした規約等を定める必要があり、当該規約等について、事業実施計画を地方農政局等に提出する際に併せて提出してください。
問4-11	既存の農業再生協議会や耕畜連携協議会を本事業の協議会とすることは可能か。	交付等要綱や実施要領の要件を満たしていれば可能です。